

平成25年11月藤枝市議会定例会
建設経済環境委員会委員長報告
(議案審査)

本会議5日目
(平成25年12月19日)

本委員会に付託されました、議案12件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に、ご報告いたします。

最初に、「第78号議案 平成25年度藤枝市一般会計補正予算（第3号）」のうち、本委員会に分割付託された費目について申し上げます。

一委員より、「歳出8款2項4目広域市町村圏道路整備費中、社会資本総合整備交付金事業費岡部藤枝線について、予算組み替えの理由は何か伺う。」という質疑があり、

これに対して、「藤枝北高付近の歩道整備における、用地補償の協議の結果、補償を工事に対応することとなったため補償費を工事費に組み替えた。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「第86号議案 藤枝市工場立地法に基づく地域準則条例」について申し上げます。

初めに、「地域主権一括法の施行に伴い工場立地法の一部が改正され、市独自に緑地面積率を定めることが可能となり、工業・工業専用地域については5%から20%の選択肢がある中で、本市は10%と定めたが、15%や20%の選択もあり得たのではないかと伺う。」という質疑があり、

これに対して、「公害問題は、公害防止技術の発達、企業の社会的責任の自覚、大気汚染防止法や水質汚濁防止法などの法律の規制が強化されたことによって改善されてきている。しかし、経済面ではアベノミクス効果で徐々に恩恵を受けている企業もあるが、地方では、未だ恩恵を得られず厳しい状況にあり、雇用の創出の場がない。その中でも志太榛原、富士、中東遠地区にその傾向が強いため、地域経済の活性化の観点から工業・工業専用地域については10%を基準とした。」という答弁がありました。

次に、「今回の改正では、第一種区域の住居・商業系地域の規制が強化される。具体的に、強化される住居・商業系地域には、工場が何社あって敷地面積はどのくらいあるか、また、緩和される工業系地域ではどうか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「強化される区域は、1工場で約2.7ヘクタール、緩和される区域は3

4工場で約158ヘクタールである。」という答弁がありました。

次に、「今回の改正で規制が強化される緑地面積はどれくらいか、また緩和される緑地面積はどうか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「強化される区域の工場は、住居系にあるが昭和48年当時の工場立地法改正前から立地している工場であり、特例措置により20%の緑化率にはなっていない。特例措置は既得権として存続するため、規制強化によって増える緑地面積は少ない。また、緩和される区域には元々20%に満たない特例措置を受けている工場が10社程度あることや、緑地率には工場立地法以外にも都市計画法の規制があることなどから、面積を想定するのは難しい。」という答弁がありました。

次に、「国民による地球温暖化を心配する声や環境を守りたいという声大きい中、この条例を定める過程でどのような検討がされたのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「庁内で組織している企業立地推進本部会に各部各課が関わり、そこで検討を重ね、行政経営会議で最終的な結論を得たのち、パブリックコメントを実施させていただいた。」という答弁がありました。

続いて、討論に入り、

初めに、なぜ、長い公害闘争の上、国民的成果として勝ち得た緑地面積20%の規制を10%に緩和するのか。「緑地の維持管理の負担が大きい」「限られた敷地で工場棟・駐車場などを設置したい」という企業側の理由だけで条例を定めるべきではない。本委員会で明らかになったように、規制を強化する住居・商業系地域の工場が1工場、緩和する工業系地域の工場が34工場という圧倒的に緩和する工場が多くなることで、さらに緑を失い温暖化を加速する環境を作っていくべきではないと考える。産業振興の立場だけでなく、地球の未来に直結する温暖化対策を率先して市が果たすべきとの立場で、本条例に反対する。」という討論がありました。

次に、「執行部からの提案である緑地面積率の設定については、市内企業の限られた敷地を有効に活用した新たな設備投資等による経済効果はもとより、市民にとっても、住環境への最大限の配慮を前提とし、企業の積極的な投資促進による地域の雇用機会の創出等による波及効果など、市民の立場に立った検討も行われており、市民にも企業にも良い地

域振興に寄与するものとする。本条例の制定については、住環境の保全に配慮しつつ、新たな雇用の創出や、地元企業の活性化による経済活動の振興を図る上で、重要な取組みであることから、本条例の制定に賛成する。」という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第 87 号議案「藤枝市岡部玉露の里条例の一部を改正する条例」及び、第 88 号議案「藤枝市農業構造改善事業協議会条例を廃止する条例」について、申し上げます。

特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

次に、第 89 号議案「藤枝市国営大井川地区土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

次に、第 90 号議案「藤枝市都市公園条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

次に、第 91 号議案「藤枝市土地区画整理事業特別会計条例を廃止する条例」及び、第 92 号議案「藤枝市下水道条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

次に、第 94 号議案「入野集会場の指定管理者の指定について」申し上げます。

一委員より「当該施設の管理契約期間を 1 年にした理由は何か伺う。」という質疑があり、

これに対して、「当該施設においては、平成 27 年 4 月 1 日に地元への施設譲与をする

ことを前提に協議を進めている最中であるため、1年間の指定管理契約とした。

なお、当該施設は国庫補助金を活用しているため、地元譲与については国の許可が必要であり、許可には1年程度の期間を要す見込みである。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第95号議案「桂島集会場の指定管理者の指定について」及び第96号議案「大久保グラススキー場・大久保キャンプ場の指定管理者の指定について」申し上げます。

特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第97号議案「藤枝市朝比奈活性化施設の指定管理者の指定について」申し上げます。

一委員より「指定管理者の管理契約期間を3年とした理由は何か伺う。」という質疑があり、

これに対して、「指定管理者の玉取村づくり会議は情報発信力や受け入れ態勢が十分ではないため、中山間地域活性化推進室の所管施設である朝比奈農村環境改善センター、いわゆる、いきいき交流センターの支援を受けている状況である。今後、毎月の定例会の中で業務が円滑に遂行されていることが確認できれば次期指定期間を5年とすることも検討していく。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告いたします。